

町政座談会実施要項

1 目 的

この要項は、住民参加型のまちづくりをめざし、豊かで住みよいまちづくりを推進するため、積極的に行政に関する情報を公開し、信頼できる町政を実現するための町民を対象とした座談会の実施について定めることを目的とする。

2 座談会の開催

座談会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 町長が必要と判断した場合
- (2) 行政区の区長から開催の要望があり、町長が必要と認めた場合

3 開催地域等

座談会の開催地域、開催日時及び会場は、町長が別に定める。ただし、前項(2)の場合においては、町長が区長との協議により定める。

4 座談会テーマ

- (1) 第2項(1)の座談会は、町の施策や課題に関するもののうち、特に町民に対し説明が必要と考えられるものをテーマとする。
- (2) 第2項(2)の座談会は、住民から要望があったものをテーマとする。

5 出席者

座談会の出席者は、町長のほか必要に応じ、副町長、教育長、各課長及びその他の職員とする。

6 事務処理

座談会の事務は、総務課において処理する。

7 施行日

この要項は、平成19年10月19日から施行する。